

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号、老振発第 0317001 号、老老発第 0317001 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p><u>に当該研修の受講の申し込みを行っている者を含むものとする。</u></p> <p>⑤ <u>併設事業所及び特別養護老人ホームの空床利用について</u> 併設事業所であって本体施設と一体的に運営が行われている場合及び特別養護老人ホームの空床を利用して指定介護予防短期入所生活介護を行う場合の認知症専門ケア加算の算定は、本体施設である指定介護老人福祉施設と一体的に行うものとする。具体的には、本体施設の対象者の数と併設事業所の対象者の数（特別養護老人ホームの空床を利用して指定介護予防短期入所生活介護を行う場合にあっては、当該指定介護予防短期入所生活介護の対象者の数）を合算した数が 20 人未満である場合にあっては、1 以上、当該対象者の数が 20 人以上である場合にあっては、1 に、当該対象者の数が 19 を超えて 10 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上の③又は④に規定する研修を修了した者を配置している場合に算定可能となる。</p> <p><u>(14)・(15) (略)</u></p> <p>8 介護予防短期入所療養介護費</p> <p>(1) 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護</p> <p>① (略)</p> <p>② 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (I) の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (i) 又は (iii) を算定する介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護について</p> <p>イ 所定単位数の算定区分について</p> <p>当該介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護について、適用すべき所定単位数の算定区分については、月の末日において、それぞれの算定区分に係る施設基準を満たさない場合は、当該施設基準を満たさなくなった月の翌々月に変更の届出を行い、当該月から、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (IV) の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (i) 若しくは (ii) 又はユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (IV) のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (i) 若しくは (ii) を算定することとなる。（ただし、翌月の末日において当該施設基準を満たしている場合を除く。）</p> <p>ロ <u>当該基本施設サービス費の算定根拠等の関係書類を整備しておくこと</u></p> <p>ハ 当該介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護に係る施設基準について</p> <p>a <u>施設基準第 76 号において準用する施設基準第 14 号イ(1)(七)A の基準における居宅とは、病院、診療所及び介護保険施設を除くものである。また、この基準において、算定日が属する月の前 6 月間における退所者のうち、居宅において介護を受けることとなった者の占める割合については、以下の式により計算すること。</u></p> <p><u>(a) (i) に掲げる数 ÷ ((ii) に掲げる数 - (iii) に掲げる数)</u></p> <p>(i) <u>算定日が属する月の前 6 月間における居宅への退所者で、当該施設における入</u></p>	<p>(11)・(12) (略)</p> <p>9 介護予防短期入所療養介護費</p> <p>(1) 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護</p> <p>① (略)</p> <p>② 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (I) の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (ii) 又は (iv) を算定する介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護について</p> <p>イ 所定単位数の算定区分について</p> <p>当該介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護について、適用すべき所定単位数の算定区分については、月の末日において、それぞれの算定区分に係る施設基準を満たさない場合は、当該施設基準を満たさなくなった月の翌々月に変更の届出を行い、当該月から、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (I) の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (i) 若しくは (iii) 又はユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (I) のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (i) 若しくは (iii) を算定することとなる。（ただし、翌月の末日において当該施設基準を満たしている場合を除く。）</p> <p>(新設)</p> <p>ロ 当該介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護に係る施設基準について</p> <p>a <u>施設基準第 76 号において準用する第 14 号イ(2)(一)の基準における理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この項において「理学療法士等」という。）の適切な配置とは、理学療法士等と医師、看護職員、支援相談員、栄養士、介護支援専門員等が協力して在宅復帰に向けた施設サービス計画を策定できる体制を整備していることをいう。</u></p> <p>b 施設基準第 76 号において準用する第 14 号イ(2)(二)の基準における在宅とは、自宅</p>

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号、老振発第 0317001 号、老老発第 0317001 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>所期間が一月間を超えていた者の延数</p> <p>(ii) 算定日が属する月の前6月間における退所者の延数</p> <p>(iii) 算定日が属する月の前6月間における死亡した者の総数</p> <p>(b) (a)において、当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、当該入院期間は入所期間とみなすこととする。</p> <p>(c) 退所後直ちに短期入所生活介護又は短期入所療養介護若しくは小規模多機能型居宅介護の宿泊サービス等を利用する者は居宅への退所者に含まない。</p> <p>(d) (a)の分母((ii)に掲げる数－(iii)に掲げる数)が零の場合、算定日が属する月の前6月間における退所者のうち、居宅において介護を受けることとなった者の占める割合は零とする。</p> <p>b 施設基準第76号において準用する施設基準第14号イ(1)(七)Bの基準における、30.4を当該施設の入所者の平均在所日数で除して得た数については、短期入所療養介護の利用者を含まないものとする。また、平均在所日数については、直近3月間の数値を用いて、以下の式により計算すること。</p> <p>(a) (i)に掲げる数÷(ii)に掲げる数</p> <p>(i) 当該施設における直近3月間の延入所者数</p> <p>(ii) (当該施設における当該3月間の新規入所者の延数+当該施設における当該3月間の新規退所者数)÷2</p> <p>(b) (a)において入所者とは、毎日24時現在当該施設に入所中の者をいい、この他に、当該施設に入所してその日のうちに退所又は死亡した者を含むものである。</p> <p>(c) (a)において新規入所者数とは、当該3月間に新たに当該施設に入所した者(以下「新規入所者」という。)の数をいう。当該3月以前から当該施設に入所していた者は、新規入所者数には算入しない。</p> <p>また、当該施設を退所後、当該施設に再入所した者は、新規入所者として取り扱うが、当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、新規入所者数には算入しない。</p> <p>(d) (a)において新規退所者数とは、当該3月間に当該施設から退所した者の数をいう。当該施設において死亡した者及び医療機関へ退所した者は、新規退所者を含むものである。</p> <p>ただし、当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、新規退所者数には算入しない。</p> <p>c 施設基準第76号において準用する施設基準第14号イ(1)(七)Cの基準における、入所者のうち、入所期間が1月を超えると見込まれる者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、退所を目的とし</p>	<p>その他自宅に類する住まいである有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム及びサービス付き高齢者向け住宅等を含むものである。なお、当該施設から退所した入所者の総数には、介護予防短期入所療養介護の利用者は含まない。</p> <p>c 施設基準第76号において準用する第14号イ(2)(三)の基準において、30.4を当該施設の入所者の平均在所日数で除して得た数については、小数点以下は切り上げることとし、介護予防短期入所療養介護の利用者を含まないものとする。また、平均在所日数については、直近3月間の数値を用いて、以下の式により計算すること。</p> <p>(a) (i)に掲げる数÷(ii)に掲げる数</p> <p>(i) 当該施設における直近3月間の入所者延日数</p> <p>(ii) (当該施設における当該3月間の新規入所者数+当該施設における当該3月間の新規退所者数)÷2</p> <p>(b) (a)において入所者とは、毎日24時現在当該施設に入所中の者をいい、当該施設に入所してその日のうちに退所又は死亡した者を含むものである。</p> <p>(c) (a)において新規入所者数とは、当該3月間に新たに当該施設に入所した者(以下、「新規入所者」という。)の数をいう。当該3か月以前から当該施設に入所していた者は、新規入所者数には算入しない。当該施設を退所後、当該施設に再入所した者は、新規入所者として取り扱う。</p> <p>(d) (a)において、新規退所者数とは、当該3月間に当該施設から退所した者の数をいう。当該施設において死亡した者及び医療機関へ退所した者は、新規退所者を含むものである。</p> <p>d 施設基準第76号において準用する第14号イ(2)(四)の基準における入所者の割合については、以下の(a)に掲げる数を(b)に掲げる数で除して算出すること。</p> <p>(a) 当該施設における直近3月間の入所者ごとの要介護4若しくは要介護5に該当する入所者延日数、喀痰吸引を必要とする入所者延日数又は経管栄養を必要とする入所者延日数</p> <p>(b) 当該施設における直近3月間の入所者延日数</p> <p>e 入所者が在宅へ退所するに当たっては、当該入所者及びその家族に対して、退所後の介護予防サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて指導を行うこと。</p> <p>f 本人家族に対する指導の内容は次のようなものであること。</p> <p>(a) 食事、入浴、健康管理等在宅療養に関する指導</p> <p>(b) 退所する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う体位変換、起座又は離床訓練、起立訓練、食事訓練、排泄訓練の指導</p> <p>(c) 家屋の改善の指導</p> <p>(d) 退所する者の介助方法に関する指導</p>

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号、老振発第 0317001 号、老老発第 0317001 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>た施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者の占める割合については、以下の式により計算すること。</p> <p>(a) (i)に掲げる数÷(ii)に掲げる数</p> <p>(i) 算定日が属する月の前3月間における新規入所者のうち、入所期間が1月以上であると見込まれる入所者であって、入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者の延数</p> <p>(ii) 算定日が属する月の前3月間における新規入所者の延数</p> <p>(b) (a)において居宅とは、病院、診療所及び介護保険施設を除くものであり、(a)の(i)には、退所後に当該者の自宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等（居宅のうち自宅を除くもの。）を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者を含む。</p> <p>(c) (a)において、当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、新規入所者数には算入しない。</p> <p>(d) (a)において、退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行うこととは、医師、看護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、介護支援専門員等が協力して、退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、必要な情報を収集するとともに、当該入所者が退所後生活する居宅の状況に合わせ、入所者の意向を踏まえ、入浴や排泄等の生活機能について、入所中に到達すべき改善目標を定めるとともに当該目標に到達するために必要な事項について入所者及びその家族等に指導を行い、それらを踏まえ退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行うことである。また、指導日及び指導内容の要点については診療録等に記載すること。</p> <p>(e) (a)の分母((ii)に掲げる数)が零の場合、入所期間が1月を超えると見込まれる者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者の占める割合は零とする。</p> <p>d 施設基準第76号において準用する施設基準第14号イ(1)(七)Dの基準における、新規退所者のうち、入所期間が一月を超えると見込まれる者の退所前30日以内又は退所後30日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者の占める割合については、以下の式により計算すること。</p> <p>(a) (i)に掲げる数÷(ii)に掲げる数</p>	<p>g 当該基本施設サービス費を算定した場合は、算定根拠等の関係書類を整備しておくこと。</p>

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号、老振発第 0317001 号、老老発第 0317001 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>(i) <u>算定日が属する月の前 3 月間における新規退所者のうち、入所期間が 1 月以上の退所者であって、退所前 30 日以内又は退所後 30 日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者の延数</u></p> <p>(ii) <u>算定日が属する月の前 3 月間における居宅への新規退所者の延数</u></p> <p>(b) <u>(a)において居宅とは、病院、診療所及び介護保険施設を除くものであり、(a)には、退所後に当該者の自宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等（居宅のうち自宅を除くもの。）を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者を含む。</u></p> <p>(c) <u>(a)において、当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入所し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、当該入院期間は入所期間とみなすこととする。</u></p> <p>(d) <u>(a)において、退所後の療養上の指導とは、医師、看護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、介護支援専門員等が協力して、退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、①食事、入浴、健康管理等居宅療養に関する内容、②退所する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う体位変換、起座又は離床訓練、起立訓練、食事訓練、排泄訓練の内容、③家屋の改善の内容及び④退所する者の介助方法の内容について必要な情報を収集するとともに、必要な事項について入所者及びその家族等に指導を行うことをいう。また、指導日及び指導内容の要点を診療録等に記載すること。</u></p> <p><u>なお、同一の入所者について、当該退所後の療養上の指導のための訪問と施設基準第 14 号イ(1)(七)C で規定する退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針を決定するための訪問を同一日に行った場合には、d(a)の(i)に掲げる数には含まない。</u></p> <p>(e) <u>(a)の分母((ii)に掲げる数)が零の場合、退所者のうち、入所期間が一月を超えると見込まれる者の退所前 30 日以内又は退所後 30 日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者の占める割合は零とする。</u></p> <p>e <u>施設基準第 76 号において準用する施設基準第 14 号イ(1)(七)E の基準については、当該施設において、算定日が属する月の前 3 月間に提供実績のある訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護の種類数を用いること。</u></p> <p><u>ただし、当該施設と同一敷地内又は隣接若しくは近接する敷地の病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているものにおいて、算定日が属する月の前 3 月間に提供実績のある訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護の種類数を含むことができる。</u></p>	

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号、老振発第 0317001 号、老老発第 0317001 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>f 施設基準第 76 号において準用する施設基準第 14 号イ(1)(七)Fの基準における、常勤換算方法で算定したリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）の数を入所者の数で除した数に百を乗じた数については、以下の式により計算すること。</p> <p>(a) $(i) \div (ii) \div (iii) \times (iv) \times 100$</p> <p>(i) <u>算定日が属する月の前 3 月間における理学療法士等の当該介護保健施設サービスの提供に従事する勤務延時間数</u></p> <p>(ii) <u>理学療法士等が当該 3 月間に勤務すべき時間（当該 3 月間における 1 週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）</u></p> <p>(iii) <u>算定日が属する月の前 3 月間における延入所者数</u></p> <p>(iv) <u>算定日が属する月の前 3 月間の日数</u></p> <p>(b) (a)において入所者とは、毎日 24 時現在当該施設に入所中の者をいい、当該施設に入所してその日のうちに退所又は死亡した者を含むものである。</p> <p>(c) (a)において理学療法士等とは、当該介護老人保健施設の入所者に対して主としてリハビリテーションを提供する業務に従事している理学療法士等をいう。</p> <p>(d) (a)の(ii)において、当該 3 月間に勤務すべき時間数の算出にあつては、常勤換算方法で用いる当該者の勤務すべき時間数を用いることとし、例えば、1 週間単位で勤務すべき時間数を規定している場合には、1 週間に勤務すべき時間数を 7 で除した数に当該 3 月間の日数を乗じた数を用いることとする。なお、常勤換算方法と同様に、1 週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。</p> <p>g 施設基準第 76 号において準用する施設基準第 14 号イ(1)(七)Gの基準において、常勤換算方法で算定した支援相談員の数を入所者の数で除した数に百を乗じた数については、以下の式により計算すること。</p> <p>(a) $(i) \div (ii) \div (iii) \times (iv) \times 100$</p> <p>(i) <u>算定日が属する月の前 3 月間において支援相談員が当該介護保健施設サービスの提供に従事する勤務延時間数</u></p> <p>(ii) <u>支援相談員が当該 3 月間に勤務すべき時間（当該 3 月間中における 1 週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）</u></p> <p>(iii) <u>算定日が属する月の前 3 月間における延入所者数</u></p> <p>(iv) <u>算定日が属する月の前 3 月間の延日数</u></p> <p>(b) (a)において入所者とは、毎日 24 時現在当該施設に入所中の者をいい、当該施設に入所してその日のうちに退所又は死亡した者を含むものである。</p> <p>(c) (a)において支援相談員とは、保健医療及び社会福祉に関する相当な学識経験を有し、主として次に掲げるような入所者に対する各種支援及び相談の業務を行う職員をいう。</p>	

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号、老振発第 0317001 号、老老発第 0317001 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>① 入所者及び家族の処遇上の相談</p> <p>② レクリエーション等の計画、指導</p> <p>③ 市町村との連携</p> <p>④ ボランティアの指導</p> <p>h 施設基準第 76 号において準用する施設基準第 14 号イ(1)(七)Hの基準における、入所者のうち要介護状態区分が要介護四又は要介護五の者の占める割合については、以下の式により計算すること。</p> <p>(a) (i)に掲げる数÷(ii)に掲げる数</p> <p>(i) 算定日が属する月の前3月間における要介護4若しくは要介護5に該当する入所者延日数</p> <p>(ii) 当該施設における直近3月間の入所者延日数</p> <p>i 施設基準第 76 号において準用する施設基準第 14 号イ(1)(七)Iの基準における、入所者のうち、喀痰吸引が実施された者の占める割合については、以下の式により計算すること。</p> <p>(a) (i)に掲げる数÷(ii)に掲げる数</p> <p>(i) 当該施設における直近3月間の入所者ごとの喀痰吸引を実施した延入所者数</p> <p>(ii) 当該施設における直近3月間の延入所者数</p> <p>j 施設基準第 76 号において準用する施設基準第 14 号イ(1)(七)Jの基準における、入所者のうち、経管栄養が実施された者の占める割合については、以下の式により計算すること。</p> <p>(a) (i)に掲げる数÷(ii)に掲げる数</p> <p>(i) 当該施設における直近3月間の入所者ごとの経管栄養を実施した延入所者数</p> <p>(ii) 当該施設における直近3月間の延入所者数</p> <p>③ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)について</p> <p>イ 8(1)②を準用する。</p> <p>ロ 「地域に貢献する活動」とは、以下の考え方によるものとする。</p> <p>(a) 地域との連携については、基準省令第 35 条において、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないと定めるところであるが、当該基準においては、自らの創意工夫によって更に地域に貢献する活動を行うこと。</p> <p>(b) 当該活動は、地域住民への介護予防を含む健康教室、認知症カフェ等、地域住民相互及び地域住民と当該介護老人保健施設の入所者等との交流に資するなど地域の高齢者に活動と参加の場を提供するものであるよう努めること。</p> <p>(c) 当該基準については、平成 30 年度に限り、平成 31 年度中に当該活動を実施する場合を含むものとしているところであるが、各施設において地域の実情に合わせた検討を</p>	<p>(新設)</p>

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号、老振発第 0317001 号、老老発第 0317001 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>行い、可能な限り早期から実施することが望ましいものであること。また、既に当該基準に適合する活動を実施している介護老人保健施設においては、更に創意工夫を行うよう努めることが望ましい。</p> <p>④ <u>介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）又は（ⅳ）を算定する介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護について</u></p> <p>イ <u>所定単位数の算定区分について</u></p> <p>当該介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護について、適用すべき所定単位数の算定区分については、月の末日において、それぞれの算定区分に係る施設基準を満たさない場合は、当該施設基準を満たさなくなった月の翌々月に変更の届出を行い、当該月から、<u>介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）若しくは（ⅲ）、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）若しくは（ⅲ）、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅳ）の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）若しくは（ⅱ）又はユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅳ）のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）若しくは（ⅱ）を算定することとなる。（ただし、翌月の末日において当該施設基準を満たしている場合を除く。）</u></p> <p>ロ <u>当該基本施設サービス費の算定根拠等の関係書類を整備しておくこと。</u></p> <p>ハ <u>当該介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護に係る施設基準について</u></p> <p>a <u>施設基準第 76 号において準用する施設基準第 14 号イ（2）（三）における「地域に貢献する活動」とは、③ロを準用する。</u></p> <p>⑤ <u>在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）について</u></p> <p>8（1）②から④を準用する。</p> <p>⑥ <u>介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ）若しくは介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅲ）又はユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ）若しくはユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅲ）を算定する介護老人保健施設（以下「介護療養型老人保健施設」という。）における介護予防短期入所療養介護について</u></p> <p>イ <u>所定単位数の算定区分について</u></p> <p>介護療養型老人保健施設における介護予防短期入所療養介護について、適用すべき所定単位数の算定区分については、それぞれの算定区分に係る施設基準を満たさない場合は、当該施設基準を満たさなくなった事実が発生した月の翌月に変更の届出を行い、当該月から、<u>介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）から（ⅳ）、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>③ <u>介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ）若しくは介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅲ）又はユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ）若しくはユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅲ）を算定する介護老人保健施設（以下「介護療養型老人保健施設」という。）における介護予防短期入所療養介護について</u></p> <p>イ <u>所定単位数の算定区分について</u></p> <p>介護療養型老人保健施設における介護予防短期入所療養介護について、適用すべき所定単位数の算定区分については、それぞれの算定区分に係る施設基準を満たさない場合は、当該施設基準を満たさなくなった事実が発生した月の翌月に変更の届出を行い、当該月から、<u>介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）若しくは（ⅲ）又はユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養</u></p>

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号、老振発第 0317001 号、老老発第 0317001 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>(I)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)から(iv)、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(IV)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)又はユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(IV)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)を算定することとなる。</p> <p>ロ 介護療養型老人保健施設における介護予防短期入所療養介護に係る施設基準及び夜勤職員基準について</p> <p>a 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成 18 年 7 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に転換を行って開設した介護老人保健施設であること。</p> <p>b 施設基準第 76 号において準用する施設基準第 14 号イ(3)(二)の基準については、<u>算定月の前 3 月における割合が当該基準に適合していること。</u>また、当該基準において、「著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者」とあるのは、<u>認知症高齢者の日常生活自立度のランク M に該当する者をいうものであること。</u></p> <p>(削る)</p> <p>c (略)</p> <p>d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)又はユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、当該事業所の看護職員又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、夜間看護のオンコール体制を整備し、必要な場合には当該事業所からの緊急の呼出に応じて出勤すること。なお、病院、診療所又は訪問看護ステーションと連携する場合にあっては、連携する病院、診療所又は訪問看護ステーションをあらかじめ定めしておくこととする。</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ 療養体制維持特別加算について</p> <p>a 療養体制維持特別加算(I)は、介護療養型老人保健施設の定員のうち、転換前に 4 : 1 の介護職員配置を施設基準上の要件とする介護療養施設サービス費を算定する指定介護療養型医療施設又は医療保険の療養病棟入院基本料 1 の施設基準に適合しているもの</p>	<p>介護費(I)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)若しくは(iii)を算定することとなる。</p> <p>ロ 介護療養型老人保健施設における介護予防短期入所療養介護に係る施設基準及び夜勤職員基準について</p> <p>a 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成 18 年 7 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に転換を行って開設した介護老人保健施設であること。</p> <p>b 施設基準第 76 号において準用する第 14 号イ(3)(二)の基準については、<u>月の末日における該当者の割合によることとし、算定月の前 3 月において当該割合の平均値が当該基準に適合していること。</u>また、当該基準において、「著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者」とあるのは、日常生活自立度のランク M に該当する者をいうものであること。</p> <p>c 施設基準第 76 号において準用する第 14 号イ(4)(二)の基準については、<u>月の末日における該当者の割合によることとし、算定月の前 3 月において当該割合の平均値が当該基準に適合していること。</u>また、当該基準において、「著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者」とあるのは、日常生活自立度のランク IV またはランク M に該当する者をいうものであること。</p> <p>d (略)</p> <p>e 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)又はユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、当該事業所の看護職員又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、夜間看護のオンコール体制を整備し、必要な場合には当該事業所からの緊急の呼出に応じて出勤すること。なお、病院、診療所又は訪問看護ステーションと連携する場合にあっては、連携する病院、診療所又は訪問看護ステーションをあらかじめ定めしておくこととする。</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ 療養体制維持特別加算について</p> <p>療養体制維持特別加算は、介護療養型老人保健施設の定員のうち、転換前に 4 : 1 の介護職員配置を施設基準上の要件とする介護療養施設サービス費を算定する指定介護療養型医療施設又は医療保険の療養病棟入院基本料 1 の施設基準に適合しているものとして地方</p>

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号、老振発第 0317001 号、老老発第 0317001 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>として地方厚生局長等に届け出た病棟であったもの（平成 22 年 4 月 1 日以前に転換した場合にあっては、医療保険の療養病棟入院基本料におけるいわゆる 20：1 配置病棟であったもの）の占める割合が 2 分の 1 以上である場合に、転換前の療養体制を維持しつつ、質の高いケアを提供するための介護職員の配置を評価することとする。</p> <p><u>b 療養体制維持特別加算（Ⅱ）にかかる施設基準第 76 号において準用する施設基準第 18 号ロ（2）の基準において、「著しい精神症状、周辺症状又は重篤な身体疾患又は日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、専門医療を必要とする認知症高齢者」とあるのは、認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅣ又はⅤに該当する者をいうものであること。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 病院又は診療所における介護予防短期入所療養介護 療養病床（医療法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 141 号）附則第 2 条第 3 項第 5 号に規定する経過的旧療養型病床群を含む。以下同じ。）を有する病院、病床を有する診療所、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護</p> <p>イ 指定介護療養型医療施設の病床であって、介護療養施設サービスが行われるもの（以下「介護保険適用病床」という。）における介護予防短期入所療養介護については、所定単位数の算定（職員の配置数の算定）並びに定員超過利用、夜勤体制及び療養環境による所定単位数の減算及び加算については、本体施設と常に一体的な取扱いが行われるものであり、40 号通知の 7 の（1）、（3）から（7）まで、（9）及び<u>（14）</u>を準用すること。この場合、40 号通知の 7 の（9）の準用に際しては「医師及び介護支援専門員」とあるのは、「医師」と読み替えるものとする。</p> <p>ロ～ト (略)</p> <p>(4-1) 介護医療院における介護予防短期入所療養介護</p> <p>① <u>介護医療院介護予防短期入所療養介護費を算定するための基準について</u></p> <p>イ <u>この場合の介護予防短期入所療養介護には、介護医療院の空きベッドを利用して行われるものであることから、所定単位数の算定（職員の配置数の算定）、定員超過利用・人員基準欠如（介護支援専門員に係るものを除く。）・夜勤体制及び療養環境による所定単位数の減算及び加算については、介護医療院の本体部分と常に一体的な取扱いが行われるものであり、40 号通知の 8 の（1）、（3）から（7）まで、（9）及び（12）を準用すること。</u></p> <p>ロ <u>特別診療費については、別途通知するところによるものとする。</u></p> <p>ハ <u>施設基準及び夜勤職員基準を満たす旨の届出並びに夜間勤務等看護（Ⅰ）から（Ⅳ）までを算定するための届出については、本体施設である介護療養型医療施設について行われてい</u></p>	<p>厚生局長等に届け出た病棟であったもの（平成 22 年 4 月 1 日以前に転換した場合にあっては、医療保険の療養病棟入院基本料におけるいわゆる 20：1 配置病棟であったもの）の占める割合が 2 分の 1 以上である場合に、転換前の療養体制を維持しつつ、質の高いケアを提供するための介護職員の配置を評価することとする。</p> <p><u>なお、当該加算は平成 30 年 3 月 31 日までの間に限り、算定できるものとし、その後の加算の在り方については、当該介護療養型老人保健施設の介護ニーズや、当該加算の算定状況等の実態を把握し、検討を行うこととする。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 病院又は診療所における介護予防短期入所療養介護 療養病床（医療法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 141 号）附則第 2 条第 3 項第 5 号に規定する経過的旧療養型病床群を含む。以下同じ。）を有する病院、病床を有する診療所、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護</p> <p>イ 指定介護療養型医療施設の病床であって、介護療養施設サービスが行われるもの（以下「介護保険適用病床」という。）における介護予防短期入所療養介護については、所定単位数の算定（職員の配置数の算定）並びに定員超過利用、夜勤体制及び療養環境による所定単位数の減算及び加算については、本体施設と常に一体的な取扱いが行われるものであり、40 号通知の 7 の（1）、（3）から（7）まで、（9）及び<u>（13）</u>を準用すること。この場合、40 号通知の 7 の（9）の準用に際しては「医師及び介護支援専門員」とあるのは、「医師」と読み替えるものとする。</p> <p>ロ～ト (略)</p> <p>(新設)</p>

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号、老振発第 0317001 号、老老発第 0317001 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p><u>れば、介護予防短期入所療養介護については行う必要がないこと。</u></p> <p>(5) 指定介護予防短期入所療養介護費を算定するための基準について</p> <p>イ 指定介護予防短期入所療養介護費は、施設基準第 77 号に規定する基準に従い、以下の通り、算定すること。</p> <p>a 施設基準第 77 号において準用する第 15 号イに規定する指定介護予防短期入所療養介護費 介護予防短期入所療養介護が、ユニットに属さない療養室又は病室（以下「療養室等」という。）（定員が 1 人のものに限る。）（「従来型個室」という。）の利用者に対して行われるものであること。</p> <p>b 施設基準第 77 号において準用する第 15 号ロに規定する指定介護予防短期入所療養介護費 介護予防短期入所療養介護が、ユニットに属さない療養室等（定員が 2 人以上のものに限る。）（「多床室」という。）の利用者に対して行われるものであること。</p> <p>c 施設基準第 77 号において準用する第 15 号ハに規定する指定介護予防短期入所療養介護費 介護予防短期入所生活介護が、ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第 41 条第 2 項第 1 号イ(3)(i)、<u>（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚労省令第 5 号。以下「介護医療院基準」という。）</u>第 45 条第 2 項第 1 号イ(3)(i)又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第 39 条第 2 項第 1 号イ(3)(i)、第 40 条第 2 項第 1 号イ(3)(i)若しくは第 41 条第 2 項第 1 号イ(3)(i)（指定介護予防サービス基準附則第 4 条第 1 項又は第 6 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）（「ユニット型個室」という。）の利用者に対して行われるものであること。</p> <p>d 施設基準第 77 号において準用する第 15 号ニに規定する指定介護予防短期入所療養介護費 介護予防短期入所療養介護が、ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設基準第 41 条第 2 項第 1 号イ(3)(ii)、<u>介護医療院基準第 45 条第 2 項第 1 号イ(3)(ii)</u>又は指定介護療養型医療施設基準第 39 条第 2 項第 1 号イ(3)(ii)、第 40 条第 2 項第 1 号イ(3)(ii)若しくは第 41 条第 2 項第 1 号イ(3)(ii)を満たすものに限るものとし、介護老人保健施設基準第 41 条第 2 項第 1 号イ(3)(i)、<u>介護医療院基準第 45 条第 2 項第 1 号イ(3)(i)</u>又は指定介護療養型医療施設基準第 39 条第 2 項第 1 号イ(3)(i)、第 40 条第 2 項第 1 号イ(3)(i)若しくは第 41 条第 2 項第 1 号イ(3)(i)（指定介護予防サービス基準附則第 4 条第 1 項又は第 6 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）の利用者に対して行われるものであること。</p> <p>ロ ユニットに属する療養室等であって、各類型の介護予防短期入所療養介護費の注 1 による</p>	<p>(5) 指定介護予防短期入所療養介護費を算定するための基準について</p> <p>イ 指定介護予防短期入所療養介護費は、施設基準第 77 号に規定する基準に従い、以下の通り、算定すること。</p> <p>a 施設基準第 77 号において準用する第 15 号イに規定する指定介護予防短期入所療養介護費 介護予防短期入所療養介護が、ユニットに属さない療養室又は病室（以下「療養室等」という。）（定員が 1 人のものに限る。）（「従来型個室」という。）の利用者に対して行われるものであること。</p> <p>b 施設基準第 77 号において準用する第 15 号ロに規定する指定介護予防短期入所療養介護費 介護予防短期入所療養介護が、ユニットに属さない療養室等（定員が 2 人以上のものに限る。）（「多床室」という。）の利用者に対して行われるものであること。</p> <p>c 施設基準第 77 号において準用する第 15 号ハに規定する指定介護予防短期入所療養介護費 介護予防短期入所生活介護が、ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第 41 条第 2 項第 1 号イ(3)(i)又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第 39 条第 2 項第 1 号イ(3)(i)、第 40 条第 2 項第 1 号イ(3)(i)若しくは第 41 条第 2 項第 1 号イ(3)(i)（指定介護予防サービス基準附則第 4 条第 1 項又は第 6 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）（「ユニット型個室」という。）の利用者に対して行われるものであること。</p> <p>d 施設基準第 77 号において準用する第 15 号ニに規定する指定介護予防短期入所療養介護費 介護予防短期入所療養介護が、ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設基準第 41 条第 2 項第 1 号イ(3)(ii)又は指定介護療養型医療施設基準第 39 条第 2 項第 1 号イ(3)(ii)、第 40 条第 2 項第 1 号イ(3)(ii)若しくは第 41 条第 2 項第 1 号イ(3)(ii)を満たすものに限るものとし、介護老人保健施設基準第 41 条第 2 項第 1 号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第 39 条第 2 項第 1 号イ(3)(i)、第 40 条第 2 項第 1 号イ(3)(i)若しくは第 41 条第 2 項第 1 号イ(3)(i)（指定介護予防サービス基準附則第 4 条第 1 項又は第 6 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）の利用者に対して行われるものであること。</p> <p>ロ ユニットに属する療養室等であって、各類型の介護予防短期入所療養介護費の注 1 による</p>

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号、老振発第 0317001 号、老老発第 0317001 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>届出がなされているものについては、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費、<u>ユニット型介護医療院介護予防短期入所療養介護費</u>、<u>ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費</u>、<u>ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費</u>、<u>ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費</u>又はユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費を算定するものとする。</p> <p>(6) ユニットにおける職員に係る減算について <u>7の(7)</u>を準用する。</p> <p>(7) 認知症行動・心理症状緊急対応加算について <u>7の(10)</u>を準用する。</p> <p>(8) 若年性認知症利用者受入加算について <u>7の(11)</u>を準用する。</p> <p>(9) 療養食加算について <u>7の(12)</u>を準用する。</p> <p>(10) <u>認知症専門ケア加算</u>について <u>7の(13)①から④</u>を準用する。</p> <p>(11) <u>サービス提供体制強化加算</u>について ① <u>2(7)④から⑥</u>まで並びに<u>3(22)②及び③</u>を参照のこと。なお、この場合の介護職員に係る常勤換算にあつては、利用者・入所者への介護業務（計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務を除く。）に従事している時間について行っても差し支えない。 ② (略)</p> <p><u>9</u> <u>介護予防特定施設入居者生活介護費</u> (1) 他の介護予防サービスの利用について ① (略) ② 当該事業者が、入居者に対して提供すべき介護予防サービス（介護予防特定施設入居者生活介護の一環として行われるもの）の業務の一部を、当該介護予防特定施設の従業者により行わず、外部事業者に委託している場合（例えば、機能訓練を外部の理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、<u>あん摩マッサージ指圧師</u>、<u>はり師</u>又は<u>きゅう師</u>（はり師及びきゅう師については、<u>理学療法士</u>、<u>作業療法士</u>、<u>言語聴覚士</u>、<u>看護職員</u>、<u>柔道整復師</u>又は<u>あん摩マッサージ指圧師</u>の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）をいう。以下9において同じ。）に委託している場合等。）には、当該事業者が外部事業者に対して委託した業務の委託費を支払うことにより、その利用者に対して当該サービスを利用させることができる。この場合には、当該事業者は業務の管理及び指揮命令を行えることが必要である。</p>	<p>届出がなされているものについては、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費、ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費、ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費、ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費又はユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費を算定するものとする。</p> <p>(6) ユニットにおける職員に係る減算について <u>8の(5)</u>を準用する。</p> <p>(7) 認知症行動・心理症状緊急対応加算について <u>8の(8)</u>を準用する。</p> <p>(8) 若年性認知症利用者受入加算について <u>8の(9)</u>を準用する。</p> <p>(9) 療養食加算について <u>8の(10)</u>を準用する。 (新設)</p> <p>(10) <u>サービス提供体制強化加算</u>について ① <u>3(7)④から⑥</u>まで並びに<u>4(21)②及び③</u>を参照のこと。なお、この場合の介護職員に係る常勤換算にあつては、利用者・入所者への介護業務（計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務を除く。）に従事している時間について行っても差し支えない。 ② (略)</p> <p><u>10</u> <u>介護予防特定施設入居者生活介護費</u> (1) 他の介護予防サービスの利用について ① (略) ② 当該事業者が、入居者に対して提供すべき介護予防サービス（介護予防特定施設入居者生活介護の一環として行われるもの）の業務の一部を、当該介護予防特定施設の従業者により行わず、外部事業者に委託している場合（例えば、機能訓練を外部の理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又は<u>あん摩マッサージ指圧師</u>をいう。以下10において同じ。）に委託している場合等。）には、当該事業者が外部事業者に対して委託した業務の委託費を支払うことにより、その利用者に対して当該サービスを利用させることができる。この場合には、当該事業者は業務の管理及び指揮命令を行えることが必要である。</p>